

町職員採用試験のお知らせ

【採用職種等】

■ 行政

◇採用予定人数 若干名

◇ 受験資格

- ・ 大学卒業程度
- ・ 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれ
た人

■ 試験日・内容

◇ 第1次試験

① 試験日 9月16日(日)

② 試験内容 教養試験、職場
適応性検査、作文試験

◇ 第2次試験

① 試験日

10月8日(月・祝)予定

② 試験内容 口述試験

■ 試験場所

第1次、第2次試験とも田
布施町役場

■ 受験申込

受験申込書に必要事項を記
入の上、申し込む

■ 受験申込書請求方法

- ・ 町役場総務企画課総務係
で受け取るか、郵送請求
の場合は返信先を明記し、
120円切手を貼った返信
用封筒(角形2号A4サイ
ズ)を同封して、総務企画
課総務係へ請求
- ・ 町ホームページからダウン
ロード

■ 受付期間・時間

7月9日(月)～8月10日
(金)

午前8時30分～午後5時15
分(土曜、日曜および祝日
を除く)

■ 受付・問合せ先

総務企画課総務係

☎0820・52・2111

※詳細は、町ホームページに
採用試験受験案内を掲載し
ています。ご覧ください。

農地転用の許可基準(農地区分)

農地区分		転用許可の方針
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内において ・ 農業公共投資後8年以内の農地 ・ 集団の中で高性能農業機械での営農可能な農地	原則不許可 ※土地収用法認定事業など公益性の高い事業(第1種農地の場合をさらに限定)の用に供する場合は許可
第1種 農地	・ 集団農地(10ha以上まとまっている) ・ 農業公共投資対象農地 ・ 生産力の高い農地	原則不許可 ※土地収用法対象事業など公益性の高い事業の用に供する場合は許可
第2種 農地	・ 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地	第3種農地に立地困難な場合などに許可
第3種 農地	・ 都市的整備がされた区域内の農地 ・ 市街地にある農地(都市計画区域内用途区域内)	原則許可

その他の転用許可基準(主なもの)

事業実施性の 確実性	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金力と信用があるか ● 転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか ● 遅滞なく転用されるか ● 他法令による許認可が得られる見込みがあるか
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂の流失・崩壊など災害を発生させる心配がないか ● 周辺の営農条件に支障がないか

『田布施町ふるさと交流会』を東京で開催します



明治が始まり今年で150年になります。この間、多くの本町の先人たちが東京へ上り、活躍してきました。そんな『ふるさと田布施』の思い出を語り合いながら、今後の地方創生のきっかけになればと、東京でふるさと交流会を行うことになりました。

懐かしい田布施町の写真上映、特産品を景品とした抽選会など、東京で田布施の絆を感じられる楽しいイベントにしたいと考えています。ご縁のある人の参加をお待ちしていますので、東京近郊にお住いの人へのご案内などにご協力ください。

◇日時 8月25日(土)

午後2時30分～午後4時30分

◇場所 全国町村会館

(東京都千代田区永田町1-11-35)

(☎03-3581-0471)

◇会費 3,000円

※当日、受付にてお支払いください。

◇申込方法

総務企画課企画係に電話またはメールで申し込む

※メールで申し込む場合、タイトルを『田布施町ふるさと交流会in東京申し込み』としてください。また、本文に『参加者氏名(全員分)』『住所(全員分)』『電話番号(代表者)』などを記載してください。

◇申込締切日 8月10日(金)

◇申込み・問合せ先

総務企画課企画係 ☎0820-52-5803

E-mail kikaku@town.tabuse.yamaguchi.jp

農業委員会だより

岡田布施町農業委員会事務局(経済課内) ☎52-5805

■農業委員会とは

農地に関する事務を執行する合議体の行政委員会です。農地の権利移動・転用許可などの審議を行い、農地利用の最適化(担い手への農地の集積・遊休農地の発生防止・新規参入促進など)に向けて活動しています。

■農地の売買や転用をする場合

農地法による手続きが必要です。まずは農業委員会事務局(⑬窓口)にご相談ください。

◇農地法

- ・権利移動を伴わない許可
宅地などに転用する場合…4条許可申請
- ・権利移動を伴う許可
農地のままでの権利移動…3条許可申請
宅地などに転用する場合…5条許可申請

法改正により、農業委員は選挙制から、公募のうえ議会の同意を要件とする町長の任命制となりました。本年3月31日の任期満了に伴い、新たに7人の農業委員と7人の農地利用最適化推進委員が決まりました。任期はいずれも3年間です。

◇農業委員

役職	氏名
会長	國永 保
職務代理	小坂竜一
委員	福本卓雄
委員	重森 陽
委員	藤本 毅
委員	小野孝子
委員	西本勝彦

■農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。許可なく転用した場合や許可を受けたとおりに転用しなかった場合、罰則があります。

許可申請は、所定事項を記載した申請書を農業委員会事務局窓口に提出してください。

■農地パトロールの実施

農地法第30条に基づき、毎年1回、管内農地の利用状況について調査を実施します。今年新たに発生した遊休農地や遊休化の恐れがある農地については、所有者に農地の利用意向調査を行います。8月～9月にかけて農地を巡回する予定です。ご協力をお願いします。

◇農地利用最適化推進委員

担当地区	氏名
宿井	西本浩二
川西	山城啓一
上田布施	岡野保雄
下田布施	南 一成
波野・大波野	永田洋一
麻郷奥・麻郷	驛重寛和
別府・馬島	木下嗣生